

第4節 再審査・行政訴訟事件

1 再審査事件概要

平成30年(不)第1号事件については、令和元年、当委員会の却下決定に対し、申立人が再審査申立てを行った。令和2年、中央労働委員会が一部却下、一部棄却命令を発したところ、再審査申立人は、これを不服として取消訴訟を提起し、現在、東京地方裁判所に係属中である。

令和元年(不)第2号事件及び令和2年(不)第1号事件については、令和3年、当委員会の一部救済命令に対し、いずれも申立人が再審査申立てを行い、現在、中央労働委員会に係属中である。

2 行政訴訟事件概要

(1) 係属事件

令和3年中にはなかった。

(2) 緊急命令申立事件

令和3年中にはなかった。

3 確定命令不履行通知

令和3年中にはなかった。

4 再審査・行政訴訟事件一覧

事件番号 業種	初 審	再 審	地 裁	高 裁	最高裁
平成30年(不)第1号事件 業種：鉄道業	30. 5. 28申立て	元6. 5 労・申立て 元(不再)23号	2. 7. 22 労・提起 2(行ウ)290号		
	元 5. 14 決定 【却下】	2. 2. 19 命令 【却下・棄却】			
令和元年(不)第2号事件 業種：医療、福祉	元 11. 27申立て	3. 8. 17 労・申立て 3(不再)29号			
	3. 8. 4命令 【一部救済】				
令和2年(不)第1号事件 業種：医療、福祉	2. 4. 15申立て	3. 9. 10 労・申立て 3(不再)34号			
	3. 9. 3命令 【一部救済】				

第5節 労働組合の資格審査

令和3年中に申請のあった労働組合の資格審査は4件であり、申請理由は、「不当労働行為救済申立て」が3件、「労働者委員候補者推薦」が1件である。(第1表)

これらに前年からの繰越し3件を含めた7件について審査を実施したところ、労働組合法第2条及び第5条の要件を充足し、適法な組合と決定されたものは3件、不当労働行為救済申立ての取下げに伴い審査を終了したものは1件で、3件は翌年への繰越しとなった。(第2表)

第1表 資格審査の申請状況

(単位：件)

申請理由別	年				
	29年	30年	元年	2年	3年
不当労働行為救済申立て	6	1	2	2	3
法人登記	3	3		11	
労働者供給事業					
労働者委員候補者推薦		7		7	1
合計	9	11	2	20	4

第2表 資格審査の決定状況

(単位：件)

申請理由別	年	3年			計
		適合	不適合	取下等	
不当労働行為救済申立て		2 (2)		1	3 (2)
法人登記					0
労働者供給事業					0
労働者委員候補者推薦		1			1
合計		3 (2)	0	1	4 (2)

(注)・()は前年からの繰越しであり、内数である。